

第22期第31回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和6年6月6日(木) 15:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)

資料1

(2) その他

資料 1

(22-31 筑前漁調委)
(令和6年6月6日)

6水第620号

令和6年6月4日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という)第16条第1項で、都道府県知事は都道府県資源管理方針に即して、国から定められた都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定めることとされています。

今般、「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」の令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量が変更されたことを受け、知事管理漁獲可能量の変更を行いたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



特定水産資源の知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・ 知事は、福岡県資源管理方針に即して、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・ 今般、既に令和6管理年度が開始されている、「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」について定められた都道府県別漁獲可能量が変更となったため、知事管理漁獲可能量を変更する必要がある。
- ・ 5月下旬から大型魚の漁獲が急激に積み上がり、令和6年6月3日時点で県が把握している漁獲実績は、5.53トンと当初の漁獲枠の7割を消化した状況。
- ・ このままのペースで漁獲された場合、諮問を予定している6月18日の筑前海区漁業調整委員会を前に漁獲枠を超える恐れがある。
- ・ このため、各特定水産資源の知事管理漁獲可能量を変更することについて、法第16条第2項の規定※に基づき筑前海区漁調委に諮問を行うもの。

※法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとする（変更しようとする）ときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。

【知事管理漁獲可能量の設定及び変更について】

- ・ 「くろまぐろ（小型魚）」については当初配分として国から定められた都道府県別漁獲可能量が10.8トンであり、その全量を福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分に配分していたが、今回本県に定められた都道府県別漁獲可能量が前年度繰越分及び留保枠の追加、都道府県別漁獲可能量の融通により20.5トンに変更となったため、福岡県資源管理方針に基づき、福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分を20.5トンに変更したい。
- ・ 「くろまぐろ（大型魚）」についても、「くろまぐろ（小型魚）」と同様に、前年度繰越分及び留保枠の追加、都道府県別漁獲可能量の融通によって変更となった都道府県別漁獲可能量の全量を、福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分に配分し、12.4トンに変更したい。

表 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	管理 年度	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量		備考
			知事管理区分	配分 数量	
くろまぐろ (小型魚)	4/1～ 3/31	(10.8 トン)	福岡県くろまぐろ(小型 魚)知事管理区分	(10.8 トン)	漁業法第16条第5項に基づく 知事管理漁獲可能量の変更
		20.5 トン		20.5 トン	
くろまぐろ (大型魚)	4/1～ 3/31	(7.9 トン)	福岡県くろまぐろ(大型 魚)知事管理区分	(7.9 トン)	漁業法第16条第5項に基づく 知事管理漁獲可能量の変更
		12.4 トン		12.4 トン	

※ () 内の数量は、変更前の数量

【別紙】

- ・資料1 水産庁からの都道府県別漁獲可能量に係る通知
 - ① 「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」の都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知
 - ② 「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」の都道府県別漁獲可能量の変更の通知
- ・資料2 福岡県資源管理方針(抜粋)

福岡県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 6 年 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
くろまぐろ （小型魚）	20.5 トン	福岡県くろまぐろ （小型魚）知事管理 区分	20.5 トン
くろまぐろ （大型魚）	12.4 トン	福岡県くろまぐろ （大型魚）知事管理 区分	12.4 トン

福岡県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (福岡県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚) ※ 不等量交換	10.8 トン	10.8 トン
くろまぐろ (大型魚) ※ 不等量交換	7.9 トン	7.9 トン
くろまぐろ (小型魚) ※ 追加配分	10.8 トン	20.5 トン
くろまぐろ (大型魚) ※ 追加配分	7.9 トン	12.4 トン

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年の生産量で7.0万トン、生産額は295億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

福岡県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等について慎重に検討することとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び福岡県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-8 うるめいわし対馬暖流系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙2-1 まだい日本海西部・東シナ海系群」から「別紙2-13 がざみ福岡県海域（有明海）」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。